#### 財産権に於ける排他性(le caractere exclusif de tout autre)の研究

著者	大森 元次
著者別名	M. Omori
雑誌名	東洋法学
巻	15
号ページ	1
ページ	35-77
発行年	1971-09
URL	http://id.nii.ac.jp/1060/00006107/

# 財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout

## autre) の研究

大 森 元 次

目 次

序

第一、財産権と排他性。 財産権について

第二、物権における排他性

財産権の不可侵性と排他性

物権の排他性について 物権の効力と排他性

第三、債権における排他性 債権と排他性の関係

債権の効力と排他性 債権に基づく妨害排除と排他性

第四、結語 「財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout autre)の研究」

三五

序

増々複雑な現象形態を呈している。 相侵することなく実現される為に、 る近代財産法の原理は、その解釈と運用に当って種々の部面で吟味を要するものとなっている。 近代市民社会の法秩序と資本主義経済の基盤の上に存立する今日の財産関係はその社会関係の多彩な発展に伴 そして経済生活の多様化と流動化に伴って自由所有の原則と自由契約の原則とが 所有権を中心とする物権法と契約を主たる発生原因とする債権法を明確に分離す って

絶対及び契約自由を中心課題とした結果、二〇世紀に入って以来社会的・公共的側面より大きな修正を受ける事とな たのは周知の通りである。 近代市民法が from status to contract の標語に示される如く歴史的役割を担ってその個人主義的構成と所有権

断な概念と精緻な理論によってそれぞれ体系づけられたものである。 も見られるとするのであるが、大陸法系に属する我国の財産法は物権と債権との理論的構造を基礎として俊別され明 また財産関係が複雑化し物権・債権の社会的経済的機能も変容し例えばそこには物権の債権化・債権の物権化現象

であるのか、 の性質上侵害が成立しない即ち排他性が全く存しないとする従来の理論及び通説が果して如何なる根拠に基づくもの のであるが、ここに於ていて債権が単に特定人間の内部関係に止まるが故に第三者の介入に対抗し得ない或い かくして物権と債権を法律的に考察するとき排他性の有無がその根本的差異とされ両者は全く区別せられるとする また理論的にも実際的にもこれが妥当なものであるのか、 財産権及び物権との関係ないし対比に於いて

本稿で考察せんとするものである。

## 一財産権と排他性

第

### 財産権について

重と保障は資本主義国家の本質的使命となり我国に於いても憲法の中に規定しこれを保障する。 品交換秩序)に根をおろした市民的自由ないし権利体系の物質的基礎であり最も基本的なものとされ、 面が強調せられたのであった。この私的財産(des Vermögen, propriété) は市民社会の自律的秩序 同体的諸拘束を排除し私的資本の自由な発展を保障するという歴史的役割を担っていた為にその私的・ 私有財産制度(System des Privateigentums,propriété privée)は近代初期の段階に於いて諸々の封建的・共 (経済的には商 従ってその尊

はならないという法思想が生じて従来の根本原則も修正せられる事となるに至った。(3) が用い得ることとなった。更に私法上の原則として財産権の行使は公共の福祉に遵わねばならずまたこれを濫用して 公益の為やむなく個人財産に関与するときは法律の定める厳重な手続に従いまた正当な補償のもとに個人財産も国家 は社会的・公共的側面により一定の制限を受けることとなり、ここに国家も私有財産に故なく干渉してはならないが しかしながら資本主義経済の発展による社会関係内部に於ける矛盾の激化に伴って財産権の私的・個人主義的特性

としての財貨或いは物資の公平な分配をより保障しさらに強力な手段に於いて保護せんとするものである。而して市 かかる法思想が生じ財産権に対する国家の干渉を強め役割を増大せしめたことは、国家が国民に不可欠な生活資料

「財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout autre)の研究」

八

民相互間に於いても各人の財産権は当然尊重する事を要し何人も生存に不可欠なる財貨に対する権利への故なき干渉 侵害から保護せられると共に自由な財産権の行使が保障せられているのである。(4)

私法上の権利の総称であって人格的或いは身分的利益の 享受を目的とする非財産権(nichtvermögensrechte)に対 する観念であるが、この区別の標準は必ずしも明確でなく財産権の定義に関する学説も一定していない。 この財産権(Vermögensrechte, droits des patrimoines)は社会生活上必要な外界的利益の享受を目的とする

の由来はローマ法上の債権の目的たる給付は金銭に見積り得べきものである事を要した事による。 従来の説によれば財産権とは金銭的価値を有する権利または金銭的価値を以って目的とする権利とされており、そ 即ちこれ は 1 V

第に金銭を以って損害を賠償せしめこれ以外に強制執行の方法を認めなくなった結果によるものである。 うかるに近世に及んで 金銭的評価 をなし 得 ない無形的利益であっても債権の目的としてこれを保護する

必要上

訴訟制度に於いて当初債務不履行の場合に債権者は当該債務者を売却或いは殺害に及び得るものとされていたが、次

ドイツ民法のもとに通説となるに至った。 Jhering Rudolf 等が右のローマ法の主義を否認しその影響のもとに債権の目的につき金銭的価値の必要のない事は

る。 対し財産権とは、金銭的価値の有無を問わず全て処分することを得べき利益を目的とする権利を総称するものとし、 ことが出来るが故に本条は債権が当初評価不能であることを妨げないとの意義を持つものに過ぎないとする。これに 我民法第三九九条も同じくこの事を明規しており債権が財産権にあらざる場合が存することを認めるが これにつき学説は、 当初金銭に見積り得ない債権も債務不履行によって損害賠償債権化し間接には金銭に見積る 如 くに あ

括的にこれを財産権というがその事は債権がたまたま金銭的価値を有しない場合であってもよいとする。 或いは金銭上の価値を要件とする財産権の定義に拘泥せず債権は普通に金銭的価値を有する給付を目的とするから総

しかしながら今日の経済社会の発展は金銭に見積り得ない給付の範囲を著しく縮少せしめた結果として右の諸説を

結論づける効用も減少したと思われる。

権とを非財産権とし、それ以外の権利即ち権利者の人格や身分から分離して存在する権利を財産権と言い得よう。 たのは妥当でなく、むしろ権利の主体に着目して権利者の人格や身分と不可分的に結合する権利即ち人格権及び身分 かくして財産権と非財産権の区別の標準として従来の学説が金銭的価値ないし経済的利益の観点のみより論じてき

あってそこにこそその社会的な是認が存する……。」と述べているが、財産権も権利者の一身に専属せずその人格や Mitteis も Deutschs Privatrecht の中で「私有財産は貯蔵されのちの世代の為に用意されたところの労働なので

身分から離れて転々と移動し経済取引の目的となる性質を有する点に重要な意義と機能を有するものである。 我民法はかかる 財産権を構成する二大理論的範疇として物権(Sachenrecht,droit réel)と債権(Forderung,

droit personnel)を俊別する他無体財産権或いは選択権及び買戻権等の財産的形成権並びに合名会社社員の持分等も 財産権として認められる。

# 財産権の不可侵性と排他性。

I 権利一般の通有性としての不可侵性は財産権に於いても認められ財産権を侵害することは許されない。(8)

| 財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout autre)の研究

在または将来の利益享受を可能ならしめるために法が認めている財産権について権利者以外の何人も権利者の利益享

四〇

受を全面的または部分的に不能ならしめ或いは権利行使を妨げる事は禁じられているのである。

このように不可侵性は権利存立の為に権利の一般原則ないし外在的側面より財産権尊重という権利の消極的側 面

捕えた性質を示すものと解し得る。

即ち第三者が債権者の作成した受領証書を盗取し弁済を受けた様な場合或いは債権の譲渡人が債権譲渡を知らない債 扱いがされている。 または物の利用の妨害等によって侵害が生じ、或いは知能的作物を客体とする著作権や特許権の如き無体財産権に於 ち権利の行使を妨げる方法で為されることもあり、侵害の方法や態様は各種の権利の内容の差違によってそれぞれ異 務者から弁済を受けた場合の如く債権の存立自体を害したり、または債権者の権利行使を不法に妨げたような場合で ところであるが、今日では債権もまた権利として当然保護されるべきものとされ債権侵害の成立を認められている。 た債権に於いては給付を為すべき義務ある債務者によって通常為され民法上これは債務不履行責任を生ぜしめ特別な いては権利者以外の者がその目的物を利用する事によって権利者の独占的利用を害する事により侵害が成立する。 なることとなる。 而して財産権の侵害は権利自体の存立を害する方法で為されることもあれば或いは権利の内容を現実化する過程即 例えば目的物を直接支配し使用・収益・処分する権能たる物権に於いては客体たる物の毀滅や棄損 これに対し債務者以外の第三者によって債権侵害が為され得るか否かにつきかって議論の存した

かくして財産権侵害とそれに対する救済が私法上如何なる結果を生ぜしめるかは侵害されたる権利の種類と侵害の

ある。

となる。また無体財産権の侵害に於いては著作権法・特許法等で各々独自の救済方法が定められている。そして債権り(民法一九一条以下)、所有権その他の物権が侵害された場合には物の返還請求権や妨害排除請求権が生じること 態様によって異なることとなる。 に於いても債務者による債務不履行と第三者による債権侵害とを区別し債務内容の強制的実現或いは損害賠償支払等 例えば占有権の侵害に於いては占有の妨害と侵奪を分けて占有訴 権が認められてお

によって保護せられている。

的な効力が認められるのみならず、侵害をまず排除し得るという積極的な効力が原則として内在的に存するものと解 し得る。 合に於いてその侵害の事実が結果的に今日の法律秩序の下で違法と評価せられた場合にのみ救済せられるという消極 除去し得てこそはじめて人が財産的利益の自由な享受を保障せられたる権利となる。そこで財産権が侵害せられた場 Π 財産権はその内容の実現が何らかの事実によって侵害ないし妨害せられた場合にこれを許容する事なくそれを 蓋し憲法第二九条にも保障する財産権はその存立にこのような内在的効力が前提要件となっているが故であ

る。

られるのみならず、 消極的・外在的側面をとらえた性質に止まるものである。 の特質こそ排他性=排他的性質(exclusive charcter, Charakterexklusiv)であると解する。 而して不可侵性は既に述べた様に権利 侵害が惹起したる場合にその侵害を排除し得る内在的効力が存在しその効力発生の根拠ないしそ 一般の通有性としての概念であり財産権の不可侵性とは財産権侵害を禁ずる かくして財産権の侵害がかように消極的側面に於いて禁じ

この侵害を排除し得る性質即ち排他性が各種の財産権侵害の排除態様の根拠として作用し財産権の内容に従ってそ

|財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout autre)

の研究

の救済形態を生ぜしめる事となると解する。

性質即ち排他性の存する事とは同一の事ではなく、侵害の禁止は必ずしも現実的排除の可能 **この様に不可侵性即ち侵害してはならないというという性質の存する事と侵害が惹起した場合にそれを排除し得る** (狭義の排除)を含まな

いものである。

なものとなる。 それ故排他性は財産権の内容或いは法構造上一定の制限を受けることがあり、 しかしながら通説に於ける排他性の定義も必ずしも明確でなく物権的請求権についての根拠に関する学 この対立が物権と債権に於いて顕著 説 ż 紛 糾

るのであるが、 また実際上の債権に基づく妨害排除請求の要請にもかかわらずその理論的根拠が曖昧な為学説も多岐となってい 順次排他性の意義を明らかにしこれらとの関係を多面的に考察してみよう。

- (1) 憲法二九条Ⅰ
- 憲法二九条

(2)

(3)憲法一三条、民法一条

(4)

(5)原田慶吉「ローマ法」一五九頁、船田享二「ローマ法」第二巻三三九頁。 第三巻四頁

宮沢俊義「憲法=」三九一頁、橋本文雄「社会法と市民法」四〇五頁

- (6)ドイツ民法二四一条
- 川島武宣「民法Ⅰ」四〇頁、 水木惣太郎「基本的人権」五〇三頁
- 川島武宜「所有権法の理論」一七〇頁

(9) (10) 著作権法二八条Ⅰ、特許法一○○条以下。 宮沢俊義「憲法Ⅱ」三九一頁

#### 第二 物権に於ける排他性

(—)

物権の排他性について

を発揮し、その内容が直接支配でありその目的が物である点に於いて債権に対立するものとされる。 I 財産権の主要構成部分とされる物権は物を直接に支配し使用・収益・処分し得る所有権に於いて最もその特性

物権は同一目的物の上に同時に二個の物権の存立を許さず両立しない物権の併存を認めない排他性のある権利とさ

れる。この様な物に対する直接支配は結局一物権者が支配する範囲内に於いては他人の支配の介入を容認しない事に 帰着し、かかる物権に於ける排他性は通説の認めるところである。

るとせられていた事に由来している。 ② とれはローマ法に於いて「Duorum in solidum dominium esse non potest」を原則とし物権には排他性が存す

このような排他性を認める根拠についての学説は、<br />
およそ次の様である。

(イ)

対権・対人権としてこの物権の絶対性から排他性が生ずるとする。しかしながらこの絶対性・相対性による物権・債 物権は全ての人に対する権利であり債権は特定人に対する権利であるから前者を絶対権・対世権とし後者を相

「財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout autre)の研究」

四四四

東

権の 固有な効力或いは特性であるとする。確かに性を理論的に導びき得る根拠となし得ない。 物権の性質或いは特性を指すものとする。即ち物権が物権として存立する為に互に相容れない内容の物権が二個以上の上に一個の物権が成立するときは同一物上にこれと両立し得ない物権が同時に成立することは認められないという 同時に成立することは法律上不可能なのだとする。 うと言い得ないしまたそのように限定すべき積極的理由も存しないと解するのでとの説も是認し得ない。 て、ここで示す公示された支配権に固有な特性というのはおそらく現象面にとらわれた見解と思われるが必ずしもそ 詳述する。 に併存し得ないこと即ち法律上その併存は認められないという事を意味したものと思われるが、これについては後に また近時この絶対性・相対性による物権・債権の区別は否定される傾向にあって、この絶対性からは物権の排 区別は対比に於いて正確でなく後に債権の相対性の所で詳述する如く絶対性を物権の特性と認め得な 確かに排他性を物権の特性ではないとする点は後にも述べる如く認め得るとし (口) 排他性は物権の本質的特性というよりはむしろ公示された支配権に この説も不備ではあるが、ともかくこれは同一内容の物権が同 いものであ ある物

特性というに止まりあまり論理的な分析は為されていないようである。尚これらについては物権的請求権の根拠とも 以上の三説の他は排他性の存在を物権について認めるもその内容ないし根拠については示さないか、 或いは物権の

□ 物権の効力と排他性

関連するので次に再述する。

請求権の根拠については学説も分かれている。 Ι 物権は排他性が存する事から通常優先的効力と物権的請求権が生ずるとされているが続いて述べる如く物権的 またこれ以外に物権の追及的効力を掲げる説もあるが結局右のいずれ

かに包含せられるものであり特に独立の効力とする理由は認め得ない。

まず物権の優先的効力についてみると。

わ な い。(7) る。 となる。更に法律により物権相互間に特殊な順位を認める場合があり、その場合は物権の効力は成立の時の順序に従 時に有効に成立し得ず、それ故内容の衝突する物権相互間に於いてはその効力も物権成立の時の順序に従うこととな しかし一方に於いてその対抗要件による制限を受けることがあり、 物権相互間の優先的効力。 ある物の上に既に物権が成立している以上更に同一物について同一内容の物権は同 例えば抵当権の順位は登記の前後に従うもの

優先する効力を取得することとなる。 (9) 産物権も登記を備えなければ何ら債権に優先しない。そして不動産の賃借権も建物を登記する事によって物権に対し産物権も登記を備えなければ何ら債権に優先しない。そして不動産の賃借権も建物を登記する事によって物権に対し 物権の変動を生じさせることを請求する債権は仮登記を備えることにより物権に優先する効力を認められ、 (口) 債権に優先する効力。 債権の目的となっている物に物権が成立した場合には物権の方が優先する。 他方不動

存する事はあるが、 この様に物権の排他性もその優先的効力の側面に於いて絶対的なものではなく法政策的に一定の制限の伴う場合の 原則として物権には排他性の存する事が理解される。

П 物権の本来の支配内容の実現が何らかの事実によって妨げられるかまたは妨げられる

物権的請求権と排他性。

|財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout autre)の研究\_

四五

東洋法

学

この物権の効力を物権的請求権 (dinglicher Anspruch, action réelle) 或いは物上請求権といい、 おそれのある場合には、 に関して占有訴権の規定を設けるだけで本権について何ら規定していないが学説・判例の認めるところである。 物権者がその侵害者に対して侵害の除去または予防に必要な行為を請求し得ることとなる。 我民法は占有権

比較検討することとする。 ここでは物権的請求権の認められる根拠ないしその本質と排他性の関係について従来の学説・判例をたどりながら

戦前の判例はこれに従っているが具体的には占有を伴う不動産賃借権の場合にこれを認めた。(1)、(13) たるとを問わず「不可侵性」は権利一般の通有性であり妨害排除はこの不可侵性より生ずるとして判例を支持した。図 求める説。判例が権利の不可侵性を強調し債権に基づく妨害排除請求権を認めたが、これにつき学説も物権たると債権 法行為の成立もまたそれによる妨害排除請求権の成立も共に否定する。に、権利一般の通有性たる不可侵性に根拠をい 不法行為理論を加え更に妨害排除の実現を認めることによって生ずべき侵害者の犠牲の程度と妨害排除を否認するこ 絶対権・相対権の区別に基づき物権の絶対性にその根拠を求める説。これによれば第三者の債権侵害による不 右回の不可侵性に

とによって生ずべき被害者の不利益の程度なども相関的に考慮して妨害排除請求権の存否を決定せんとする説。 えた場合の如く債権と物権の差異として最も根本的な点で両者が同一の効力を持つようになった事を理由として妨害 成立を否定しながらも何らかの形式に於ける公示方法を伴うことによって物権化したもの或いは賃借権が排他性を備 るものについては拡張して妨害排除を認めようとする説。これは次の四つに分けられる。⑷債権については原則として 物権の排他性ないし支配権たる性質に根拠を求め、 物権以外の権利についても排他性を備えまたは支配権能を認め得 (=)

典的区別を堅持しながら実際上妨害排除を認める場合を拡張しようとする特徴を有する。即ち物権的請求権は物権がしながらも、他面別途に拡張の効果をあげようとする説。これは理論的にはあくまで絶対権・相対権ないし物権の古 他性の当然の効力として是認せざるをえない。」とする。创基本的には不可侵性の理論の立場に立ちながら妨害排除せられた第二の物権の成立をも排斥し得る効力がある以上違法になされた第三者の侵害の除去を請求し得ることは排 は無権限で占有する第三者に対し妨害排除請求権を認めた。②債権に基づく妨害排除請求権は不可侵性により、物:求権を認めないとし、進めて対抗力を備えた不動産賃借権についてこのような賃借人は同一不動産の二重賃借人或 排除請求権を拡張せんとする。ゆ戦後の判例は法律構成的には不可侵性の理論を捨て債権には原則として妨害排除請助 害排除請求権を物権の絶対性と表裏をなすものとして物権に固有なものと解しこれを物権以外に拡張することを否定 的と認められる権利については勿論、その他債権についても支配的要素のある場合にはこれを認めんとする。 物に対して有する支配を確保するため妨害者に対し妨害の排除を請求することを内容とする物権の権能だとし物権 請求権の認められる根拠を物権の支配権たる性質に求め、従って特許権・著作権等の如く知能的所産に対する支配権 はこれと同一内容を有する物権が重ねてその物の上に 成立し 得ないという点にあるけれども、 に基づく妨害排除請求権は排他性により生ずるとする。 即ち「排他性の本来の内容は一物上に一物権が成立するとき との様に適法に設定 (水)

以上の学説を検討すると、 (4) 付は旧説に属し後にも詳述するが理論的にも是認し得ず今日ではほとんど支持されている。

「財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout autre)の研究\_

四七

東 洋 法

学

るが、 ない。 とするのは妥当と解する。 を認めんとする点は債権の排他性の所で述べる如く是認し得ないが、 にも述べ 法論的 害排除請求を認める場合を拡張し以って権利の実質的保護を計らんと展開されつつあるものであり法政策的ないし方 されるべきものではないと解する故にこれも是認し得ない。 く点妥当でないのみならず事実的支配の保護の為に認められた占有訴権とは異なって特に支配的な場合の妨害に限定 かも債権は不可侵性により妨害排除請求権が生ずるとする点既にみたように是認し得ない。 .結果妨害排除の根拠となし得ないと解する。 この権利侵害と侵害排除とは表裏をはなすものとは言え同一の事でもなくまた必ずしもその領域を同じくしな には妥当と思われるが、 る様に不備を有しこれも是認し得ない。 は に 述べ た様に権利一 (C)に於いても物権的請求権の根拠を排他性に基づくとするのは妥当であるが、 その根拠を物権の内在的なものに求め物権の性質からの論理的帰結としながらもそれ 般 の通有性として物権に於いても債権に於いても不可侵性は当然存するものであ いに於いても回と同様であるが更に不法行為理論を加えたとしても後 臼のうちa)的は公示性を伴った物権化理論によって債権にも排他性 は 判例或いは 日その他の説と同じ様に実際的 物権に於ける妨害排除の根拠を排他性に求めん dも不可侵性に根拠を置 二元的に な面で妨

0 われるものに対する保護の必要性と論理的根拠の不明瞭さ等に起因するものと思われる。 し理論構成の不備そして排他性の概念ないし意義についての不明確な点更に債権の社会変化に伴うその現象所謂債権

而して物権的請求権を認めるこれらの学説の紛糾は、まず不可侵性理論及び絶対性・相対性理論に於ける誤解な

を絶対性に結びつけている点錯誤であり妥当でないと解する。

かくして物権的請求権を認める為に導びかれるべき妥当な理論は、 物権的請求権の根拠が物権の本質に存するもの

であってその内在的な性質が排他性であり、その排他性より生ずる効果ないし排除態様たるべきものが各種物権的請

求権であるという事になろうと解する。

(3)(2)我妻「物権法」一〇頁、我妻「債権総論」八頁、於保不二雄「債権総論」八頁・一四頁 全部にわたって所有権が二人に属することを得ずとするローマ法上の原則 舟橋諄一「物権法」九頁。 我妻栄「物権法」八頁・一〇頁、勝本正晃「物権法」一三頁、川島武宣「民法I」九八頁、末川博「民法(上)」一二四頁、

(4)抽木馨「判例物権法総論」三五頁

(8)(7)(6)(5)不動産登記法二条Ⅱ 例えば先取特権(民法三二九条~三三二条・三三四条) 我妻「物権法」三三頁、吾妻光俊「債権法」六頁 舟橋・同九頁、同三四頁、未弘厳太郎「物権法」一八頁、未川・同一七頁、於保・同一一頁

(9)

建物保護法一条、借家法一条

(10)

民法一九八条~二〇〇条、我妻「物権法」二〇頁

(11)原論■」二五頁・二九頁 不法行為の成立を否定する旧説・加藤一郎「不法行為」一二一頁、妨害排除請求権の成立を否定する説・富井政章「民法

(15) (14) (13) (12)最判・昭二八・一二・一八・民集七巻一二号一五一頁、最判・昭二九・一○・七・民集八巻一○号四三二頁 我妻「債権総論」五七頁、同「債権各論中」四二一頁 舟橋・同三六頁 大判・昭五・九・一七・評論一九巻民一二八〇頁、大判・昭六・四・二八・新聞三二七〇号一〇頁、我妻「債権総論」五七頁 大判・大一〇・一〇・一五・民録二七輯一七八八頁、大判・民一四八事件評釈(未弘)

|財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout autre)の研究

四九

 $\bigcirc$ 

川島「物権的請求権」法律学辞典四巻二三四二・二三四三頁、川島町 抽木「債権に基づく妨害排除請求権」神戸法学雑誌五巻一・二号。

川島「物権的請求権」法律学辞典四巻二三四二・二三四三頁、川島「物権的請求権に於ける『支配権』と『責任』」法協 五五卷一一号八五頁

(19)橋法学②二六六頁・二七七頁 川島「所有権法の理論」一二八頁・一五九頁、来栖「債権各論」六三頁、好美「債権に基く妨害排除についての考察」一

(2) 川島「所有権法の理論」一二八頁、好美・同二七七頁、来栖・同六三頁。(2) 川島「所有権法の理論」一二三頁

## 第二 債権に於ける排他性

一 債権と排他性の関係

る物権に対立するものであり、法律的には排他性の有無がその根本的差異とせられている。 (1)人の行為を介して将来財貨を獲得する関係である点に於いて、人が現在の財貨を直接自己の生活に充当する関係であ ことを内容とし、債権者が債務者の給付を介して一定の生活利益を獲得することを目的とする権利である。債権は他 I 債権(Forderung, créance)とは債権者が債務者に対して一定の給付(Leistung, prestation)を請求する

権に於いて排他性は認められるが債権に於いて通説はその存在を全く否定している。これは既に述べたようにローマをに於いて排他性は認められるが債権に於いて通説はその存在を全く否定している。これに 法以来債権は債権者が債務者に対して或る給付を請求する権利であって排他性がないとせられてきた事に由来する。

物権に於いてもみた如く排他性とは両立しない権利の成立を否定する観念的なものまたは個有の効力とせられ、物

債権に於いて排他性を論ずる学説をみると次の様である。

べからざる事……これ即ち乙の甲に対する債権に排他性のある所以にあらずして何ぞ」とする。ここでは排他性を観務に服すべき債務を負担しえず、すなわち全く不能の事に属し不能の事につき権利・義務の発生をすることはあり得 間乙に対し専ら一定の労務に服すべき債務を負担したるときは、甲は更に丙に対して同一日時の間専ら之に等しき労 権・債権の差異更には原則として債権には公示性が伴わない等の理由による故の否定であろうかと思われる。 は認め得ず認める事は債権に適さないが故とせられる。しかしこの排他性は認め得ずとする排他性の意義或いは認い 排他性を否定する 通説及 びその 根拠 は、債権は債務者の意思に基づく行為を目的とする権利であって排他に 不履行となる事は債務者の意思による事であって所謂不能論とも内容が異なり、 は丙に対する債務が必然的に不能となるものではなくいずれの債務が可能となるかは債務者の意思により決せられる 念的なものとしてとらえているようであり、またここで債務の負担ないし成立が不能とするが、 各債権は皆儼然として存立し互に妨げることなく排他性はないとし、 の点については後に分析していく事とする。 る事は適さないとする論拠はあまり明確ではないが、所謂契約自由或いは意思の自由を認める事そして法構造上の物 これは不特定給付の債権の場合例えば金銭給付の債権の如く無資力の債務者が多々益々債務を負担するも そもそも履行が為され得るか否かと債権そのものの存立とはこの場合別問題である。 (口) 不特定給付の債権は排他性なく特定給付の債権には排他性がある 「特定給付の債権は、 また他方にここで問題となる排他 例えば甲が一定の日時 乙に対する債務また ことで 一方が債務 とれら

五

の存する論拠となり得るものではなくこの説も是認し得ない。

(1)

物権は絶対権なるが故に排他性があり、

財産権に於ける排他性

(le caractére exclusif de tout autre)

の研究

東 洋 法 学

於いて保護されるべきものであってこの点に物権と債権の差異は存しない。それ故物権の絶対性とせられていた事も 比に於いて正確ではない。債権が特定人に対する権利であるとは債権の内容についていう事であり、これに対する物に され全ての人が侵害してはならないという義務=不可侵義務を負うものであるから 絶対権・対世権 であるのに 相対権であるから排他性がないとする説。これについては既にふれた様に物権が全ての人に対する関係に於いて保護 につれて近頃ではこの絶対性・相対性による物権・債権の区別はあまり支持されていない。(6) 如何なる権利にも共通の性質であり物権の特有性とする事を得ず、債権侵害による不法行為を認めざるを得なくなる 権の特質としては物に対する直接の支配即ち事実関係たる事を掲げねばならず、債権もまた全ての人に対する関係に 物権固有の特性でないとする点は認め得るとして、これを公示された支配権に限定するのは後に述べるように妥当で の本質的特性というよりはむしろ公示された支配権に固有な効力であるとする説。これも既に述べたように排他性が て、債権は特定人に対する権利であるから相対権・対人権であることから排他性の有無が生じるとする区別はまず対 (=) 排他的効力は物権

物権化したとされる債権について認める以外その排他性は全く否定せられている。 以上の様にいずれの学説に於いても物権に於いて排他性を認めるのに反して債権に於いてはせいぞい公示を伴って

ないが故にこの説も是認し得ない。

有するものであると解し得る。 そこで物権に於いて認められ使用されている排他性の意義について分析してみれば、これは次の二つの側面を

第一の側面は権利の存立に於いて同一目的物につき同一内容の二個の権利が同時に存し得ない事、 あたかも同 空

間を占める物体が同時に二個存し得ない如く同一物につき所有権は同時に二個存し得ない(Duorum dominium esse non potest)===併存の観念的・物理的否定である。即ち物権は観念的に併存し得ずその成立の順 Ħ,

存の人為的・法律的否定である。 事なく排除し得る事、 序に従い効力を取得しまた併存の外観を呈する場合もその内容を異にするという様な現象に現われている。 第二の側面は権利の内容が何らかの事実によって妨げられる場合若しくはその恐れのある場合その侵害を許容する 即ち物権侵害に於いてその排除態様としての各種の物権的請求権の生ずる根拠となるもの=併 ここにはまた物権が対抗力を取得する事によって物権相互間或いは債権に対して優

於いて論じられ排他性否定の根拠とせられ、ここに全く否定せられるかの如くであるがこれは債権の併存に対する錯 面を認める事は不可欠の要件となると解する。 物権が排他的な権利であり排他性に基づき侵害に対する物権的請求権が生ずるとする以上、右の様な排他性の二側 而して債権に於いてまず排他性の第一の側面は、債権が同時に同一内容のものとして無数に併存する故にと通説に

先的効力を認められる様な場合も含まれている。

誤に基づく排他性の否定に他ならない。

は右の(2)と同時に併存するが厳密に即ち観念的に両債権関係が(2)として併存し得るものではないであろう。 さしめる債権関係(2)は同一所有権が同時に二個存し得ない如く物理的に併存し得ないものである。つまり債権者 (A)が債務者(B)に対して一定の給付(C)即ち債務者にとって右と同似内容の給付を為さしめる債権関係(Z) 即ちまず債務者の側面に於いて考察するとき、例えば債権者(A)が債務者(B)に対して一定の給付(C)を為

「財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout autre)の研究」

五三

東

故に正確な理論ではない。(8 だけである。即ち債権は特定人(A)が他の特定人(B)に対して一定の給付を要求する事を内容としており、たと れも なる現象でなく、 債権関係に於いては物権と異なり同時に同一内容の無数の債権が併存し得るとするも、 て同似内容の債務が併存するだけの事であり、 自ずとその債権の内容も異なる事となる。 え内容が同似 一目的物につき所有権と占有権が併存する如くその併存債権も帰属を異にし故に内容の異なる債権が併存する 同 通説の掲げる目的物と所有者との関係所謂所有権が一個であるとする事は対比に於いて相当しない 一とはいい得ない)であっても厳密な意味で債権者或いは債務者たる当事者が変わればこの場には 次に同一目的物に対する関係に於いて債権は無数に併存するとするも、右に示した如くと 物権に於いて同一人に異なる物に対する物権が同時に帰属する事と異 それは単に債務者の側に於い

は法構造上物権に優先的効力を与えられ或いは債務が債務者の意思にかかわる故にいずれの債権者に債務履行を為し し制限せられる部分の存する事と全く否定せられる事とは同一の事ではなく、次に排他性の人為的否定の側面に於い ても己むを得ないとする事から事実上の債権侵害も排除が否定ないし制限される場合がある。 除し得ずないし侵害が成立せずとする通説に従えばこの側面は否定されるかの如くである。 目的物に対する同似内容の債務が同時に債務者の側に併存する事を許し、 自由競争の所産として許容され合法且有効に無数の契約関係の成立が可能となり、事実上の侵害も債権に於いては排 次に排他性の第の二側面についてみると、 債権の性質上または法構造上そして契約自由の原則を認める事から同 その事から所謂二重契約も違法性をおび 確かに債権関係に於いて しかしながら否定ない

てみてみよう。

効果として債権者は保護されており、更に対外的効力として例えば債権者でない者が受取証書の持参人(民法四八○ まず債権の対内的効力として債務者が債務の履行を完全に為さず或いは怠った場合には債務不履行に基づく排除の

で違法と評価される限りで不法行為を成立せしめその排除態様として債権者は損害賠償請求権を取得することとなる 条)として有効な弁済を受けて債権の帰属を失わしめた場合等には第三者による債権侵害として今日の法律秩序の下 (広義の排除)。次に所謂債権が物権化したといわれるような場合や債権者取消権の認められる場合の如く必ずしも

として排除され、その二は法構造上或いは債権の性質上排他性が制限ないし否定されている場合であるが更にとの部 而して排他性の第二の側面は債権に於いて二つの部分に区別され、その一は債務者の侵害でありこれは債務不履行

他の債権と同等に扱われず排除力即ち人為的・法律的否定の認められる場合も存するのである。

化した債権等として侵害或いは妨害を排除し得る部分とがあることになる。 分に於いても侵害が違法とされる場合即ち第三者による債権侵害が成立しその侵害を排除し得る場合並びに所謂物権

る第三者の不法行為の成立を認められたのである。絶対権・相対権についての従来の見解の誤りはいずれも絶対権にの効力は権利の通有性として独り債権に於いてのみこれが除外例と為すものにあらず」とした判例により債権に対す た事に起因する。 いては権利の対内的側面を捕えてその効力は特定の義務者に向けられるとして、それぞれ異なる側面を問題としてい ついては権利の対外的側面を捕えてその効力が対世的であるとか万人が不可侵義務を負うとかいい、 沿革的にみて不法行為の成立は絶対権についての侵害に限られていたが相対権についても所謂「対世的権利不可侵 それ故従来の学説に於いて認められていた債権の相対性の理論は不法行為理論の発達に伴って否定 他方相対権につ

五五

|財産権に於ける排他性 (lec aractére exclusif de tout autre) の研究\_

せられることとなったのであり今日に於いてほとんど支持されない傾向にある。

のみ救済せられるとする外在的・消極的効力のみしか存しないとする事は是認し得ない。 に対する排除を否定される即ち侵害に対する内在的・積極的効力が認められずして侵害が違法と評価せられた場合に れは一面に於いて明らかな不備と欠陥を有する。 しかしながら今日債権侵害に於いて不法行為理論を以ってのみ論じられ侵害の救済が計られているのであるが、こ つまり債権が権利=財産権とせられる以上その内在的効力より侵害

観すべきで事後に於いて不法行為の要件が充され成立したら救済されるとするのではなく、 力として当然存するものと解し得る。即ち債権侵害状態の惹起と共に本来排除力が生じるもので妨害状態の進行は傍 えあろうと解する。 差止をなす権利が発生する側面を有しこの点物権たると債権たると差異はなく、またかかる権利の行使は義務的でさ 権利一般の原則として事後救済という消極的な効力のみならず故なき侵害に対する排除の積極的な効力が内在的効 直ちに侵害の予妨或 15

解する故に不法行為に基づく債権侵害理論ではその救済と保護の一面に欠けるところが生じることとなる。

結局今日の不法行為理論は民法第七○九条に基づくあくまで結果的責任の追求であり事後救済の為のものであると

内在的性質(つまり排他性)より侵害に対する排除力の生ずる根拠の存する事を示すものである。血 (民法六九八条) 民法上も自力救済の認められる場合があり(民法七二〇条)これは物権的・債権的たるを問わずまた緊急事務管理 に於いても排除が違法性を阻却する場合を認めているが、結局これらは債権にも物権と等しくその

今日論じられている債権侵害が侵害行為の違法性の側面つまり不法行為の要件が充される侵害である場合に成立し

事実上発生するか否かにかかわらず自力救済等が認められる場合並びに妨害排除ないし侵害の差止を認め得べき様な 来に於ける債権侵害は債務者による侵害即ち債務不履行はもとより右の狭義の侵害及び違法であるか否かまた損害が 結果的に救済されるとするが故に、これは狭義の債権侵害というべきものを論じるのみである。それ故広義ないし本

場合等が含まれるものであると解する。

事となり更に第二の側面に於いても債権ではそれが制限ないし否定される場合があるとしてもやはり債権には排他性 が全く存しないとする事は制限される事と全く否定される事を混同する事であり誤りと言わねばならないであろう。 かくして物権に於ける排他性について排他性の意義を第一の側面にのみ限定するとしても債権にも排他性は存する

債権は債権者が債務者に対して一定の給付即ち一定の作為・不作為を請求する事を内容とする権利であり、債権の それ故債権の効

債権の効力と排他性

れこれを大別して対内的効力と対外的効力に分けられる。 力としては給付の請求自体に関する効力だけでなく、債権の目的とする財産的価値獲得のための種々の効力が認めら 目的は給付としての債務者の行為と共にこの給付を介して一定の財産的価値を獲得することにある。 債権の対内的効力。 これは債権者と債務者の関係に於いて債務者が債務の本旨に従った履行をなさない場合即

keit der Leistung,impossibilité d'exécution)。 履行遅滞(Leistungsverzung)及び不完全履行(Schlechter-ち債務不履行(nichterfullung,inexécution)についての効力である。との債務不履行には履行不能(Unmöglich-

「財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout autre)の研究」

五七

東

füllung)を含みそれぞれに主観的要件・客観的要件が加わって債務者が賠償義務を負うものである。

而して債務不履行に対して債権者に次の様な救済手段が与えられる。

- して直接強制 しない場合原則として債権者は国家機関によって強制的に債務内容の実現を計り得ることとなる。 者に履行請求を為しまた裁判所に給付の訴を提起し得るは勿論のこと、履行を命ずる判決が確定しても債務者が履行 債務内容の強制的実現、債務の履行が可能であるのに債務者が任意に履行しないときは債権者は裁判外で債務 (民法四一四条)・代替執行(民法四一四条Ⅱ)・間接強制(民法七三四条)の三つがある。 強制履行の方法と
- 場合には、債権者はその給付の代りとなる損害賠償所謂塡補賠償を請求し得る事となる(民法四一五条)。 損害賠償請求権。債務者の責に帰すべき事由による履行不能の場合及び債務の性質上履行の強制をなし得ない
- するが、普通の履行遅滞および不完全履行のうち遅滞に準ずる場合はあらかじめ相手方に催告する事を要する(民法 債権関係が契約によって生じたものである場合には債務不履行によって債権者に契約解除権が発生

五四一条)。

- らったものであり債権者が自己の債権を保全するためその債務者に属する権利を行使し得る権利であり(民法四二三 債権者代位権及び債権者取消権、action subrogatoire, action oblique はフランス民法(一一六六条) にな
- (詐害行為)を取消して債務者の財産権を回復することを目的とする権利である(民法四二四条)

条)、Glaübigeranfechtungsrecht, action révocatoire は債権者を害することを知ってなした債務者の法律行為

そもそも債権は債務者に対する請求権であって債務者に属する財産に対する支配権ではなく債務者の財産処分の自

第三者に対して有する権利の維持もしくは実現を目的とするに過ぎないのに反し、債権者取消権は債務者と第三者と 者の干渉を許すこととし、債務者の積極的行為による財産の減少排除の為に債権者取消権を認めると共に消極的行為 究極に於いて債務者の財産によって弁済を受ける他なく、そこで法律は一定の条件の下に債務者の財産に対する債権 由は債務の負担と何等かかわりないものであるはずである。 (権利の不行使・放置)による減少防止のために債権者代位権を認めたのである。との債権者代位権は単に債務者が 間に有効に成立している法律行為の効力を奪うものであって、究極に於いて債権がかくも強力なる効力を有すると しかしながら対人執行を認めない現行法の下では債権

その成立の順序に従うべしとしまた対抗力を取得した場合に優先的効力が政策的に附与せられたるに比べれば、 する事はここにも債権に排他性の存する根拠を示す所以があると解し得る。まさしく物権が適法に併存する場合には に債権の内在的効力の根拠として排他性が当然存すべきものである事を理解し得ると思われる。 以上の様に債権の対内的関係に於いて種々の排除態様が認められ強力な債権の保護がなされているのは、 債務不履

務不履行の各種排除態様の効果の生ずる根拠とそ債権に内在的な排他性であると解し得る。 は 債務者による債権侵害即ち債務不履行を可能な限り排除し得るとする当然の結果であり、この対内的債権侵害たる債 行が違法である故それらの効力が生ずるとするのではなく債権が本質的にその不履行を排除する効力を有するが故に

げられることであり、 (民法四一五条・七〇九条) 対外的効力。 債権侵害(Forderungsverletzung) これは既に述べた債務不履行と第三者による侵害即ち不法行為とがあり損害賠償請求権の発生 とされるものであるが、 は債権の目的の実現が何らかの事実或いは行為によって妨 般的に債権侵害とは後者を指すのが普通である。

一財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout autre)の研究」

五九

三者による債権侵害を一般的に肯定されておりその転機となったのが大正四年の大審院判決であった。 初期の学説や判例では否定されていた事は既にみたが、債権の財貨性・譲渡性が増大するに伴い認められ今日では第 債権侵害の可否は債権の性質ないし構造により決せられそれが可能であるときに違法と評価され第三者の不可侵義務 に言えば右の判決の如く不可侵義務があって後に債権侵害が認められるとすべきではなく、むしろ逆に第三者による 第三者による債権侵害を可能とし侵害者に対し不法行為による損害賠償義務を認めて債権を保護するという立場は もっとも厳密

ときに不法行為とされるのが通説の様である。(66) 違法な加害行為により債権の存続ないし行使が妨害されそれを放任することが今日の法律秩序からみて許容されない 普通債権侵害が不法行為となるには一般の不法行為の要件を充す必要がある事は勿論であるとされ、 特に第三者の

個別的・具体的に検討されている。

債権の帰属に対する侵害。債権者でない者が債権の準占有者(民法四七八条)または受取証書の持参人(民法

通説として今日如何なる場合に債権侵害が不法行為となるかは侵害の態様や客体からみて違法性のあるものにつき

- 四八〇条)として有効な弁済を受け債権の帰属を失わしめる如き行為は債権者に対して不当利得となるのみならず不
- 或いは債務者の行為を目的とする債権につき第三者が債務者を誘拐または監禁する行為は、いずれも給付自体を 給付の侵害。 他人間に特定物の引渡請求権があるにかかわらず自己の物と称して勝手に売却・滅失せしめる行

が成立することとなる。 破壊することにより債務者の責に帰すべからざる履行不能を招来しこれにより債務者は債務を免れ第三者の不法行為

わるものとはいえ債権本来の内容を実現し得ないようにさせることはすでに債権の侵害といい得るからこの場合も不 の存立理由がなくなるとする消極説がある。 はなく不法行為は成立しないとし、もし第三者の行為に対し債権侵害による救済方法を認めるとすれば民法四二四条 権を取得して債権は消滅せずまたこの様な第三者の行為は債務不履行の緑由に過ぎず相当因果関係の範囲内の原因で は原則として債務者の責に帰すべき不履行或いは不完全履行となるが、この場合債権者は債務者に対し損害賠償請求 合にはじめて違法性をおび不法行為となるとする。以上のような債務不履行につき第三者が加担するときはその債権 のみでは違法性を認め得ず、このような第三者の共謀行為が詐欺・強迫によるとか不正競業になるとかいうような場 これに対し二重売買のような合法的行為に於いては例え債務者と共謀して債権者を害する意思があったとしてもそれ が成立する。 唆し幇助する行為は公序良俗に 反 し或いは刑罰法規に 違反 するから行為に含まれる違法性の程度に応じて不法行為 債務不履行への加担。第三者が債務者と共謀して債務の履行を妨害したり若くは債務不履行につき債務者を教 例えば売買の相手方の代理人と通謀して代金差額を授受し売主に損害を与える行為は不法行為となる。 しかしながら後にも述べる様に損害賠償請求権は理論上本来の債権に代

か 即ち債務者の一般財産を減少させることも債権の実行を困難ならしめる点に於いては尚これを債権の侵害行為と 債務者の一般財産を減少せしめる行為。第三者がこのような行為をした場合債権者に対する不法行 為と なる

「財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout autre)の研究」

法行為の成立を認め得よう。

東洋法

学

二四条)によって解決されよう。 害されても債権そのものの存続に影響がない場合その行為は違法性を欠き不法行為とはならず債権者取消権 なすべきである。 ただ一般財産を減少せしめる行為も正当な法律行為であればたとえそれにより債権の実質的価値が また一般財産を減少せしめる行為が財産を毀滅するというような事実行為によりな (民法四

の無資力なときに限り債権者代位権 (民法四二三条)により第三者に賠償を請求し得ることとなる。

されたる場合も原則として法律行為によりなされたる場合と同様の理由に基づき不法行為とならず、

債権者は債務者

以上のように第三者による債権侵害も対外的効力として不法行為の成立によって債権者は損害賠償請求権を取得す

買のように即時に債権関係が完了し結果の生じる場合に於いては以上の様な原則に従う事即ち事後救済も妥当なもの で違法と評価された場合に個別的にそして結果的に救済せられるとされている。確かに金銭債権或いは そしてこの場合第三者による債権侵害は不法行為という外在的・消極的側面よりその侵害が今日の法律秩序のもと 一般の物の売

る。 述べた通りであり、 害賠償による事後救済は債権の保護の一面に止まるものであり他面の救済ないし保護を無視するものである事は既に であるが、 すなわち結果的な不法行為の成否にかかわらず第三者による侵害状態の惹起に伴い直ちにその侵害の排除ないし 継続的或いは連続的債権関係及び不作為債権関係並びに妨害排除や差止を認め得べき様な場合には単に損 ともかく不法行為理論によってのみでは債権の妥当な救済と保護に対して不備の存するものであ

定の側面である排他性に他ならないと解せるのである。 差止の権利が生ずる場合が限定されるとしても認め得るのであり、この債権に内在する性質こそ侵害行為の人為的否

# □ 債権に基づく妨害排除と排他性。

し妨害の排除を請求し得るかというのが債権に基づく妨害排除請求の問題である。 第三者が債権者の権利行使を妨害する場合に債権者は不法行為による損害賠償を請求し得るだけでなく第三者に対

基づいてなした妨害排除請求を認めた。続いて同一二年寺院境内地(国有地)上の使用権につき「この使用権は物権」 のと謂わざるをえず」として同じく認めた。 が物権なると債権なるとによりて其適用を異にすべき理由なしとす」との理由により専用漁業権の賃借人が賃借権に を行使するに際しこれを妨ぐる者あるときは其妨害を排除することを得るは権利の性質上固より当然にして、 たると債権たるとを問わず不可侵性を有するものなれば、これを妨害する者に対しその排除を請求することを得るも 沿革を辿れば大正一〇年の大審院判決が初めてこの問題を肯定し問題解決の端緒を開き「権利者が自己の為に権利 其権利

除を是認する場合と否認する場合とをみれば、それを認めるのは占有を内容とする債権についてしかも現に占有を取 的に認めるかのようであるがその後の判例に於いては否認する場合もあり一様でなく、そこで具体的に判例が妨害排 このような判例理論よりすれば債権に基づ妨害排除は権利の一般通有性としての不可侵性の当然の帰結として一般

(a) 既に占有を取得した賃借権。(b) 占有を伴わないが対抗力を有する得した場合か或いは債権が対抗力を有する場合であり次の様に分けられる。 占有を伴わないが対抗力を有する賃借権。 (C) これに対し占有を伴わず

且対抗力のない賃借権その他の債権に基づく妨害排除請求は否認している。四

| 財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout autre)の研究

六三

れており次にその態様と根拠について探ってみよう。

ح のような判例に対し学説に於いては妨害排除請求を認めるべきかまた認めるとすれば如何なる場合かにつき分か

様に不可侵性が存する故これを認めるべきだとする。しかしこの見解も無制限に妨害排除を認むべしとするものではくものであるとする。そしてこのように妨害排除の効力が物権の不可侵性に基づくものである以上債権に於いても同 またはこれに準ずる権利の侵害の場合か、または具体的場合に債権の存在を侵害者が知りまたは知り得べかりし場合 件として債権の存在を第三者が知り得る状態にある事を要求する。 容の第二の権利が成立し得ないとの効力であって、 かを検討する。 あるならば排他性なき債権に同様の効力を認めることは困難となるが故に、はたしてこれが排他性に基づくものか否 に限るとする。 ただ侵害が違法であればよいのであって妨害排除の効力は排他性に基づくものではなくして「不可侵性」に基づ これは一 しかし何らの権限なくして事実上妨害をなす者がある場合にこの妨害を排除するためには何等排他性を必要とせ 債権が通常公示方法を伴わず従って一般第三者にとり債権存在の認識がきわめて困難であることから認める要 当初の判例理論を支持し権利不可侵性の一般理論から当然債権についても妨害排除を認めるべきだと する 見 般物権の効力たる妨害除去の発生根拠を問題とし、 そして排他性は一物がすでに一支配権の目的となっている以上同一物の上に更にこれと相妨ぐべき内 また妨害排除以外の保護の態様についてはせいぞい妨害予妨に止め債権者への物の返還請 求 第二の物権的処分行為を排斥するためには排他性が必 要 この請求権がもし物権の排他性から発生するもので 結局直接支配と公示方法を具備する不動産賃借権 は認 め

この点は以下の見解に於いても同様である。

排他性の内容に当然排除の可能=人為的否定が含まれていると解するが故にこの説は是認し得ない。 たここでの排他性は単に観念的なものともせず第二の物権的処分行為を排斥する効力として用いているが、ともか る消極的・外在的側面を捕えた性質たるに止まるものであり、その侵害の排除の可否は排他性によるものである。 ところでこの見解は不可侵性理論により排除を可能とするのであるが既に述べた様に不可侵性は財産権侵害を禁ず

債権に対する不法な侵害に対し妨害排除を認めんとするものである。しかしこの理論はあまりに技巧的すぎ今日債権有権の目的として考察され債権者の地位は債権の所有者として理解され得るとし、そしてかかる所有権の効力として の客体が独立の財貨たる地位を取得し債権自体が財産権として所有権と共通的性質を取得してきたと説けば足りるも に対する請求権であるに止まらずそれ自体が一個の財貨として扱われ得るものであってかかる財貨としての債権は所 「債権上の所有権」の理論から妨害排除を基礎づける見解。これは債権は今日の経済組織に於いて単に債務者

より物権となり、単なる占有と結合するに過ぎないような物権=不完全物権の効力として妨害排除を認めようとする。 権」に到達するための手段であってかかる債権が登記との結合によりまた登記の認められない場合は占有との結合に 債権が占有と結合するときは不完全物権となり物権的請求を生ずるとする見解。 債権が公示を伴い物権化した場合に妨害排除を認める見解。 これによれば債権に基づく妨害排除の問題は債権 これは債権が直接間接に「物

もなくその特質を無視するもので妥当でない。 ぽぽのであり、わざわざ債権上の所有権という理論を構成する必要もないし所有権と債権を質的に同一に扱い得るものでのであり、わざわざ債権上の所有権という理論を構成する必要もないし所有権と債権を質的に同一に扱い得るもので

にどの程度の法律的保護を与えるべきかという立法政策上の問題であり、公示を伴わない債権に物権的請求権のよう |財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout autre)の研究

るとの理由でこのような場合にのみ債権に妨害排除の効果を認めんとする。な保護を与えるのは適当でなく、ただ物資の利用を目的とする債権が公示方法を伴うときはその債権は物権化してい

は内在的な効力に求められるべきであり外観ないし現象にのみ重点をおく事は混乱をきたす結果となろう。 が存するわけであり、そこに法政策的・法技術的配慮を以って妥当な保護を与えられるべきは当然であるがその根拠 ずであり、これは単に債権の社会化現象に過ぎない。勿論現実的に法政策上債権にも妨害排除請求を認めるべき要請 うに時代の変遷と要請に従って即ち社会的ないし法政策的に必要となるならば今日の機械文明の発達はその公示方法 るものである。 債権は財産権という次元に於いてみれば当然本質を同じくするものでありまた現象に於いても共通点と類似点を有す を作出するのも不可能ではないし、そもそも物権と債権の特質はかかる技術的・外観的側面に存するものではないは 前記の及び臼に於いて不完全物権ないし物権化した債権という表現が用いられているのであるが、そもそも物権と それ故債権が公示を伴ったという事に於いて物権化したとするのは疑問であり、債権も物権と同じよ

ての準占有の効果として占有訴権による保護を認め且これで十分であるとする見解もある。これらについては既に妥ての妨害排除を認めず、債権に伴う占有の効果として或いは債権の現実的行使の状態が準占有を成立せしめるとして 障可能なことにかかっているとし、今日の債権の性質論からは一般的に認むべきではないとする。的債権の相対性を強 調し債権は債務者という特定人に対する関係に於いてのみ国家権力により保障されるものであるとし債権の効力とし

これらについては既に妥

害排除の請求を認むべきか否かは債権に対してその種の法的保障を与えることが社会的に承認されることと法的

(3) 占有を伴う債権は占有訴権により保護されることは疑いないがそれ以上に債権に妨

(水)

妨害排除を認めない説。

当な見解でない事を示したのでここでは省略する。

適応する要なく、また現象として支配権的と認められる場合に多く現われているのであるがこのような場合にのみ限 権の効力について理論的にその内在的効力を以って統一し得てい・臼説のように債権の特質を無視する物権化概念を ってかかる学説の紛糾を除去し得ると共に妨害排除の根拠についても理論的に解決し得ることとなる。 以上の様に債権に基づく妨害排除について学説も分かれているが、ここに債権の排他性の存する事を認める事によ 更に物権 债债

囲を拡大し現実的な債権の保護をなし得るものと思われる。

定する不備を除去し得、そして法政策的観点より弱体化した債権を回復し法技術的に保障可能な侵害に対する救済範

(1) 註

我妻「債権総論」八頁

(2)未川「民法(上)」一二三頁・一八二頁、 我妻「債権総論」 八頁・八四頁、 川島「民法Ⅰ」九八頁、 勝本 「債権法総論」

三頁、鳩山「日本債権法」九頁

我妻「債権総論」八頁

(8) (7) (6) (5) (4) (3) 岡村玄治「志林」一七巻七号一二頁

我妻「債権総論」九頁

於保「債権総論」一四頁

抽木「判例物権法総論」二一頁・三五頁

関係からのとらえ方に重点を置く事は誤りを生ずると解する。 債権もその内容を異にするものである。物権に対する債権の特質は直接人と人との関係に存するのであり、 債権の目的物について数個の債務が併存し得るが、これは物権で同一目的物について所有権と占有権が併存する如く併存 物ないし事実

(9)我妻「債権総論」七六頁、 財産権に於ける排他性 加藤「不法行為」三五頁

(le caractère exclusif de tout autre)

の研究」

六八

東

(10)大判・大四・三・二〇・民録二一輯三九五頁、加藤「不法行為」一一五頁

(11)物権と債権との対比に於いて排他性を債権で全く否定する事を是認し得ない事を明白としたい。その上で債権に於いては 或いはこのように考えると排他性は不可侵性と同様権利一般の通有性となろうと思われるが、少なくともここに於いては

(12)我妻「債権総論」、於保「債権総論」、松坂「債権者代位権の研究」・同「債権者取消権の研究」、 排他性が制限ないし否定される場合の存する事を認めるべきであろう。 川島 「債権総論

(14)加藤「不法行為」一一五頁 大判・大四・三・一〇・刑録二一輯二七九頁、大判・大四・三・二〇・民録二一輯三九五頁

(13)

(16)(15)「債権総論」八五頁、牧野「民法の基本問題(四)」一九六頁 「不法行為」一一八頁・一二〇頁

(17)

大判・明三四・七・三・民録七輯七巻一二頁

(20)(19)(18)加藤 大判・大二・八・六・刑集一巻四一〇頁 大判・大五・一一・二一・民録二二輯二二五〇頁 「不法行為」一一八頁、我妻「債権総論」七七頁

(21)勝本「債権法総論(上)」五三頁 我妻「債権総論」七九頁 最判・昭三〇・五・二二・民集九巻七七四頁 「債権総論」七八頁、於保「債権総論」七六頁

(27)(26)したるも不当) 大判・昭八・三・一四・新聞三五三一号一二頁、大判・昭一八・一二・一四・民集二二巻一二三九頁(後者は不法行為と 大判・大一〇・一〇・一五・民録二七輯一七八八頁

大判・昭六・五・一三・新聞三二七三号一五頁 大判・大一二・四・一四・民集二巻二三七頁

(28)

(2) 最判・昭二八・一二・一八・民集七巻一五一五頁

(30)大判・大一〇・一〇・一五・民録二録二七輯一七七八頁、大判・大一〇・二・一七・民録二七輯二三一頁、最判・昭二八

(31)**末弘「債権総論」二頁、同「債権各論」一○二頁、同「民法講話」(上)二六頁、抽木「判例債権法総論」二一頁** 

(33)(32)抽木「独逸民法■債務法」二頁、林信雄「物権法」三二頁、吾妻「債権法」四頁・六頁 勝本「債権法総論概論」一三頁、F. Leonhard, Allgemeines Schuldrecht des B.G.B, 1929. S.60 ff.

(35)我妻「債権総論」五七頁・八四頁、好美「債権に基く妨害排除」三一〇頁

川島「所有権法の理論」一五七頁、来栖「債権各論」六五頁、

於保「債権総論」、Enneccerus—Lehmenn, Recht der Schuldverhältnisse, 1954, S2, S 913.

#### 第四結語

に実際問題の処理に於いても制限せられる場合はあるとしても救済形態を拡張し法政策的に債権の弱体化を回復し得 害排除請求に於いてであり、ここに於いても債権に排他性の存する事を認める事によって理論的根拠となし得ると共 れの救済形態を生ぜしめると解し得るが、今日理論的にも実際的にも問題を紛糾せしめている一つが債権に基づく妨 財産権に於ける排他性は各々の権利の性質或いは内容に従い種々の侵害に対する排除態様の根拠としてそれぞ

ちなみに諸外国に於ける債権侵害に基づく妨害排除につい ての処理と保護をみるならば、まずドイツに於いてはこ

「財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout autre)の研究」

六九

の妨害排除についてあまり議論されていない。

れることとなる。それ故占有の取得によって占有訴権により得る場合を除けば結局金銭賠償と同様に不法行為に基づ を原則として金銭賠償を例外とするものとしており、これがそのまま債権侵害の不法行為責任としての賠償に適用さ く損害賠償の一般の一適用例に帰する事となる。 即ちドイツに於いて一般的な損害賠償に関する規定(ドイツ民法二四九条以下)によれば、 賠償の方法は原状回復

当然となる。 産権侵害(B. G. B, §823, II, §826.)という名目であれ = の肯定される限りで一般に妨害排除の許されることは 従って債権者に対する不法行為=債権侵害(B.G.B, §823, I)という名目であれドイツ通説・判例のように財

身への直接の引渡をも可能とするのである。 そしてその効果たる損害賠償の一態様としての原状回復として債務者への返還のみならず事情によっては債権者自

肯定されると共に、具体的場合に於いて裁判官の自由裁量に属するものとされることによって処理される。 次にフランスに於いては債権に基づく妨害排除も不法行為に基づく損害賠償としての金銭賠償と並んで原状回復が

取消及び債権譲渡の取消等に於いても同様である。 られた第一の契約を回復させるのである。 し第一の買主より先に登記を完了して第一の契約を侵害した第二の契約を取消し、第二の契約によって無効ならしめ 例えば二重契約による債権侵害に関して、裁判所は原状回復として既に第一の売買契約を知りながら不動産を取得 第一の売買契約に抵触する悪意の第三者と債務者間に締結された抵当権の

更に英米法上に於ける問題は解釈論として大陸法と同一に扱い得ないが、実際上の問題として債権の第三者による 種の先取特権(une sorte de privilége)を与える結果となる事をも肯定されている。 このように悪意の第三者のなすべき回復は債務者のなすべきそれに準ずることとなり、従って債権者にはこの場合

侵害を保護している。

(trespass)が継続する場合に於いて裁判所の自由裁量に属するとはいえ差止命令(injunction) の請求をなし得るの justisfication for the interference) がなければ法律上の権利侵害 (aviolation of legal right)であるとされる。 そして妨害排除請求権も不動産定期賃借権(estate for years,leaselold estate)の存する 場合に 土地への侵害 即ち法律によって承認された契約関係に干渉すること(to interfere)はその干渉を正当ならしめる事由(sufficient

て不要としている。 他方動産に於いては金銭で購い得ない特に個人的価値ある物を除いては返還請求は認めずまた妨害排除も原則とし

る事を禁ずる injunction を発し以って間接的にAに第一の契約の履行をなさしめる事を計っている。 拒絶し2劇場に出演するという場合に於いて、裁判所はAに契約通りの出演を強制することはできないが2に出演す

例えば歌手Aが一定期間Bの劇場に専属出演し他所に出ない旨契約したる後Aはその履行を

また二重契約の場合、

系的な保護を欠くのに対し、ドイツ・フランス・英米法上に於いては多少差異はあるとはいえ債権の本質上=財産権 このように我国に於ける債権侵害に対する救済ないし妨害排除についての学説も不備であって理論上も実際上も体

|財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout autre)の研究| 七

七二

として実質的な保護を計って い 東 洋 法 学 る の **のである。**(2)

- (1)Lumley v, Wagner 13L, 0 Rev, 306 (1897). Restatement §361
- 好美「債権に基づく妨害排除」一九九頁以下。
- 取扱われているかをみてきたが、 で否定されてきた事とドイツ法継受の観念的繰作に影響せられた結果今日も物権と債権の俊別に排他性を用いられて の事実関係に対置し排他性を単に観念的なものとして捕え各々の異なる側面に適用してきた事に於いて排他性を債権 排他性について財産権及び物権との対比に於いて債権で否定されている根拠を探り実際に各々に於いて如何に ローマ法以来債権の対内的側面(特定人と特定入の関係)を捕えて物権の物と入と

側面を強調せられてきた事によるものと思われる。 更に近代契約法の原則たる契約自由が過大評価のもとに権利者は不法を為さずとする所有権絶対の観念と同様その

きたものと思われる。

に法構造上排除が制限せられるにせよ、 面即ち侵害排除の可能を含ましめるにせよそして債権が人の意思自由を中心とする権利関係としてまた性質上結果的 かくしてこの試論は不充分な点があると思われるが排他性を全く観念的なものとするにせよ或いは人為的否定の側 物権に排他性が存するとする以上債権にも排他性が存すると言わざるを得な

物権に於ける物権的請求権も排他性の第二の側面を根拠として内在的な性質より生ずるとする事が単に排他性を観

3

論の第一の実益があると解する。 く財産権たる物権と債権に於ける侵害に対する排除と救済とその理論的根拠について統一せられる点にこの排他性理 るものとなり、同様に債権に於ける債権侵害に対する救済及び妨害排除請求権の根拠となし得る事によって、 念的否定の概念として限定し他に根拠を求めるより妥当であり物権に於ける侵害と救済に対する理論的統一を計り得

ろう。 される事となり物権に於ける物権的請求権の根拠ともなり得ないしかかる意義に解すべき積極的理由も存しないであ そして排他性を両立しない権利の成立を否定する観念的なもの即ち物理的否定と限定するならば、 侵害自体が否定

態は排除し得るとする事によって本来存する債権の排他性の再生ないし拡張を計る事こそ時代の要請に合する契約自 由の尊重と契約理論を確立し得るものであると思われる。 心的 (unconscionable) な第三者による 侵害のような場合にも契約自由の範疇に入れ得るものではなくかかる侵害状 もかかる事実的侵害状態の否定ないし排除が制限せられる契約関係所謂二重契約等に於いて、例えば害意或いは非良 次に債権の性質上ないし財産法構造上そして契約自由の原則によって相似内容の債権関係が債務者の側に併存して

によっても許され得るものではなく自由意思尊重の限界を越えるものと思われる。 来存すべき契約自由ではあり得ず、 即ち契約自由として他者を害しても自己の利得を計らんとする近代資本主義的自由精神を認めておく事は決して本 債権者と債務者間の関係たる所謂債権債務関係に於いて本来との当事者の信頼関係に第三者は介在するものではな かかる債務者は勿論害意或いは非良心的な第三者は社会的正義並びに公平の理念

財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout autre)の研究\_

七三

性の有無にかかわらずそれを排除する事即ちその停止または除去する事を要求する権利が人為的否定たる排他性の効 用として認め得る。そしてもし現実に第三者がその信頼関係に介入ないし破壊してきた場合に損害ないし行為の違法 のであるが、 しかし第三者が正当な事由なくその信頼関係を破壊する事は許されないのでありこれも不可侵性の作

力として認められるのである。 例えば一定期間の雇傭契約或いは出演契約等の存する場合に第三者がその社員ないし債務者を勧誘し引抜或いは債

を要求し得よう。 契約自由或いは職業選択の自由を有するとは言え単に契約条件の有利さの故に第一の契約関係を破棄して第二の契

務不履行をなさしめその第三者との契約を履行せしめる様な場合に債権者はその第三者に対して当然その行為の停止

合でなければかかる債務者と契約締結の自由を有するものではないであろう。 約関係に移るような自由を債務者が有しないのは勿論、 第三者にも善意無過失なるか第一の債権者の了解を得たる場

約に基づく)によりその排除態様たる差止を請求し得る事となろう。またこのような場合の第三者には害意は要せず 関係に移ってしまった後にはじめて債務不履行或いは第三者の不法行為に基づく損害賠償請求がなし得るとするのみ 即ち第一の契約関係に於ける債権者 かかる事態を防止し得るは当然であり第三者が当該契約関係に事実上妨害をなしてきた場合には排他 (雇主) は債務者(社員)に対して有する債権に於いて、 債務者が第二の契約 (契

またことに於いて債務者が第一の債務を履行するか否かは別問題であるが、 債権にかかる排他性を認める事によっ

悪意が存すれば足りると解する。

第三者の契約を有効として違法性を欠くとしておく事はまさしく債務者に債務不履行をすすめる結果となり信義則 事に於いて実益があろう。また取引上の基本的要請は取引の安全でありまさに信義則である。害意或いは非良心的 する者には責任を加重するという政策的配慮も可能であり、このように間接的に債務者に対して債務履行を強制する て妨害排除を可能とする場合を拡張し或いは場合によって第三者に対し直接物を請求する場合を認め更には再度侵害

破壊をもたらそう。

利 事後救済という消極的側面しか有しない権利とされているのは、財産権としての物権・債権に対しその一方にのみ権 済を無視し不当に扱う結果となっている。 の一般論・抽象論としての違法性から即ち不法行為という外在的側面から債権侵害が論じられしかも債権に於いては より侵害を排除し得且排除態様としての物権的請求権が生ずるとされるのに反し、他方債権に於いては権利乃至概 債権の外在的・消極的側面に於いて債権が保護せられてきた。しかしながら物権に於いて内在的・特殊的な排他性 次に債権に不可侵性を認められ排他性が存しないとせられた結果、債権侵害の場合に不法行為理論の発達に伴って 般に通有する普遍的な概念を個別的・特殊的なものに適用せんとする事であり理論上妥当でなく債権の一面の救

客観的違法性より論じられるべきものである。 除の方法・態様の差異を生ずるとしても認められ、 原則としてまず財産権の内在的効力としての排他性より侵害に応じた各々の排除態様が権利の性質或いは内容上排 次に相関的に外在的側面としての一般概念即ち侵害行為や状態の

更に債権自体財産権としてその経済的・法的作用ない |財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout autrr)の研究。 し機能に於いて物権と同等或いはそれ以上の重要な役割を負

合という側面のみより債権侵害に対する救済が計られんとする事は、 いつつあるとき、 これを全く非排他的な権利として公示を伴って物権化したもの或いは侵害が違法と評価せられた場 論理的に是認し得ないのみならずその経済作用

ことに公示されたものないし対抗力を伴った債権は物権化したと論じられているのは既に述べたように本来の物権

と行程を破壊し且債権を認めた法の目的にも副わないものとしていく事となる。

と債権の特質を無視するものであり理論の混乱をきたすものであって認め得ない。

されるべきものとなり、 事の結果たる現象であり、 これは社会経済の変遷に伴って債権自体が社会化しその領域を拡張ないし多様化され、より強力な保護を要求する より物権と債権の俊別意義を明確になし得よう。 何ら物権化理論を用いる要なくことに債権の排他性 (第二の側面の拡張) により当然保護

の根拠となり得るとする事は排他性が法政策的・法技術的に制限せられた事を示すものである。 物権に於ける排他性も絶対的なものではなく公示ないし対抗力を伴った場合にのみ優先的効力或いは物権的請

債権に於いても今日の機械文明の発達に伴う技術の進歩は例えば重要な契約関係の公示(コンピュー タ l で の登

大し得る事となろう。(1) 合に裁判官の自由裁量が存する事からこれを広く活用し或い手続の簡略化を計る事によって実用化し債権の保護を拡 記)ぐらいは可能とすると思われるし、またドイツ法より導入せられた仮処分殊に「仮の地位を定める仮処分」

理論的統一を計り得ると共に法政策上不当に制限せられた債権の弱体化を回復し以って契約関係否社会生活上の命題 かくして排他性の二側面を認めることによって債権の排他性の存在を確認し今日の社会的要請に合致した財産法の

たる「契約は遵守すべし」に資とするものと思われる。

(1)

註

ドイツ法より導入せられたとは言えかかる救済手段の存する事はここにも実体法上の権利の存在が前提されている事を示 すものであり、債権侵害に対し裁判所は必要に応じて不作為給付命令を判決し得るのであるから、これを広く活用すべき

である。

「財産権に於ける排他性(le caractére exclusif de tout autre)の研究」